

(案)

大阪市此花区役所と株式会社 POTETO Design との
区広報誌のデジタル化の実現に向けた連携協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と株式会社 POTETO Design（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、「POTETO スマート広報」（以下「本サービス」という。）を活用し、区広報誌のデジタル化に寄与するとともに、「『伝わる』情報発信」の実現に寄与することを目的とする。

(連携・協定事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 区広報誌のデジタル化の実証実験に関すること
- (2) 「『伝わる』情報発信」の実現に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲及び乙のいずれかから本協定の解除に係る申し出が書面によりなされた場合、本協定の内容を更新・変更する必要がある場合は、協議のうえ、再度締結するものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある場合を除き、これを第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(本サービスに関して生じた事項等への対応)

第5条 本サービスの利用に関して生じた事項（法令または公序良俗に違反する行為、権利または利益を侵害する行為等を含む。）については、本サービスの利用規約に準ずる。

(紛争解決)

第6条 本協定に関して生じた紛争については、甲、乙で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。協議によって解決が困難な場合は、本協定に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の解除)

第7条 この協定の実施において、甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第3条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合

(免責)

第8条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、第2条の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
大阪市此花区長 中島 政人

乙 東京都港区南青山7丁目3番6号 南青山HYビル7階
株式会社 POTETO Design
代表取締役社長 藤田 健登